

7 逗報審発第 3 号

2025 年（令和 7 年）8 月 27 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市特別職職員報酬等審議会

会長 加藤 清治



逗子市特別職職員の報酬等について（答申）

このことについて、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、市議会議員の議員報酬の額及び
逗子市特別職職員の給料の額の改定について、別紙のとおり答申いたします。

答 申

市議会議員の議員報酬の額並びに、市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「特別職職員の報酬等の額」という。）に関する当審議会の意見は、次のとおりである。

記

1 報酬等の額について

特別職職員の報酬等の額については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 市議会議員の議員報酬月額

職 名	現行額	答申額	引上額（引上率）
議 長	542,000円	560,000円	18,000円（3.32％）
副議長	482,000円	498,000円	16,000円（3.32％）
議 員	439,000円	453,000円	14,000円（3.19％）

(2) 常勤特別職の給料月額

職 名	現行額	答申額	引上額（引上率）
市 長	910,000円	946,000円	36,000円（3.96％）
副市長	755,000円	785,000円	30,000円（3.97％）
教育長	673,000円	698,000円	25,000円（3.71％）

(3) 改定時期

関係条例の改正、予算措置等諸般の事情を鑑みると、令和8年4月1日とすることが適当である。

2 審議経過及び内容

(1) 開催の経緯

本審議会は、令和6年12月13日付で逗子市議会から「市議会議員の報酬について審議会への諮問を求める決議」の提出があったこと、また、特別職職員の報酬等の額について、平成7年4月1日に改定して以来約30年が経過していること等から、令和7年2月21日付「逗子市特別職職員の報酬等について（諮問）」により、逗子市長から、特別職職員の報酬等の額の改定について審議を求める旨の諮問を受け、開催したものである。

(2) 審議内容

① 改定の必要性

特別職職員の報酬等の額については、前述のとおり、平成7年4月1日の改定以降、約30年見直しが行われていない状況にある。長期間にわたり改定されてこなかったことから、社会情勢の変化や県内他市の状況等を踏まえ、適正額への見直しが必要であると判断した。

② 改定にあたり検討した事項

審議に当たっては、本市の財政状況、社会情勢の変化、県内他市の状況、一般職の給与改定状況の4点に焦点を当てることとした。

ア 本市の財政状況について

特別職職員の報酬等の額を改定するに当たっては、改定が可能な財政状況であるか、また、中長期的な視点でも安定的な財政運営が可能な状況であるかは重要な事項である。本市の財政状況については、平成30年度以降、各年度末の財政調整基金残高の増加が続くなど、安定した状況にある。また、将来的な見通しにおいても、人口減少による市税の減収が見込まれるものの、生産年齢人口の減少割合は比較的小さい見込みであることから、市税の減少の程度は大きくはなく、地方交付税等のその他の財源も勘案すると、安定した財政状況が続くと考えられる。

イ 社会情勢について

報酬等の額の検討に当たっては、この30年間の社会情勢の変化は注視すべき事項である。この間で、消費者物価指数は大きく上昇し、特に近年は急激な上昇幅となっている。今後も上昇が続いていくことが見込まれていることを踏まえると、この変化を勘案した報酬額とすべきである。

ウ 県内他市の状況について

報酬等の額については、その職務・職責に応じたものとすべきであり、物価などの地域性も踏まえ、本市と県内他市の特別職職員の報酬等の額は均衡させることが適当である。その観点から、政令指定都市及び本市を除く、県内15市の特別職職員の報酬等の額を比べると、すべての職において平均を下回っている状況であったことから、一定水準まで引き上げるべきであると判断した。

エ 一般職の給与改定状況について

一般職員の給与は人事院勧告を受けて改定しているところであり、近年は大幅な上昇傾向にある。前述のとおり、特別職職員の報酬等は、職責に応じた額とする

べきであるため、必ずしも一般職の改定状況に連動する必要はないが、状況は一定勘案すべき事項である。

(3) 改定額の試算

各事項に関し数値の比較や分析を行い、政令指定都市及び本市を除く、県内15市の中で過去10年間に改定があった市を対象とし、議長、副議長、議員の報酬月額及び市長、副市長、教育長の給料月額それぞれの改定率の平均を算出し、その平均改定率分を引き上げることが適当であるとの結論に至った。

3 付帯意見

市長の諮問に応じて開催する審議会は、前回の改定から約30年ぶりの開催となった。市の重要な施策を担う特別職職員の報酬等の額については、社会情勢等を鑑み、しかるべき時期に議論をすることが適当であり、諮問を行う基準を検討すべきであるとの意見があったことを申し添える。

以上

(参 考)

審議会開催日等

- 第1回 令和7年2月21日
- 第2回 令和7年5月26日
- 第3回 令和7年7月28日